

東日本大震災により被災した家屋の敷地の用に供されていた土地の

代替土地に係る固定資産税の特例について

平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災により滅失、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）の所有者等が、当該被災住宅用地に代わる土地（代替土地）を取得した場合には、下記の特例措置が受けられます。

対象者	① 被災家屋の存する敷地（被災住宅用地）の所有者 （当該土地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む） ② ①のものについて相続があったときにおけるその者の相続人（その者の相続人を含む） ③ ①の三親等内の親族で、特例が適用される代替家屋に所有者と同居する予定であると市長村長が認めるもの ④ ①が法人の場合は、その合併法人または分割継承法人
特例の要件	・ 東日本大震災により滅失、または損壊した家屋の存する敷地（被災住宅用地）に代わる土地であること。 ・ 平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得すること。
特例の内容	取得から 3 年度分について、当該被災代替土地のうち、被災住宅用地に相当する部分を住宅用地とみなし、住宅用地の特例を適用する。
その他	・ 住宅用地の特例とは、土地の課税標準額を、小規模住宅用地（200 ㎡まで）については 1/6、一般住宅用地（200 ㎡を超え住宅床面積の 10 倍まで）については 1/3 に減じるもの。

【特例を受ける手続き】

下記の必要な書類を添付して申告してください。

必要な書類	① 被災代替土地に係る固定資産税の特例申告書 ② 所有者の氏名または名称及び住所または所在地を証明する書類（住民票写し、商業登記簿謄本など） ③ 当該被災家屋が東日本大震災により滅失し、または損壊した旨を証明する書類（り災証明書など） ④ 被災住宅用地が平成 23 年度分の固定資産税について住宅用地の特例の適用を受けたことがわかる書類（課税明細書、名寄せ帳写しなど） ⑤ 被災住宅用地の面積、代替土地の面積を証明する書類（不動産登記簿謄本など） ⑥ 相続人等が特例を受ける場合には、被災資産所有者との関係がわかる書類（戸籍謄本、商業登記簿謄本など）
-------	--

※必要に応じて、別途確認書類を提出してもらう場合があります。

また、被災住宅用地の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合もあります。

【問い合わせ先】

小郡市役所税務課資産税係

〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1 TEL0942-72-2111（内線 123）

<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>

